

令和元年度 答申第2号

(令和元年10月10日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 2 号
令和元年10月10日
(2019年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市行政不服審査会
会長 芝 池 義 一

特別土地保有税に係る徴収猶予取消に関する処分に対する審査請求に係る裁
決について（答申）

平成31年（2019年）4月18日付け宝塚市諮問第7号で諮問のあった特別土地保
有税に係る徴収猶予取消に関する処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、
慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[REDACTED]を「審査請求人」といい
ます。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

第1 審査会の判断

審査庁が、

- 1 審査請求人の主位的請求は、却下する。
 - 2 審査請求人の予備的請求は、棄却する。
- とする判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 本件は、別紙物件目録1から6までに記載の土地（以下「本件土地」という。）に対して審査請求人に対して課された特別土地保有税につき、主位的には本件特別土地保有税の課税の取消しを、予備的に本件特別土地保有税に係る徴収猶予取消処分取消しを求めるものである。
- 2 関係法令の定め①（課税時点でのもの）
 - (1) 市町村は、普通税として、特別土地保有税を課するものとする（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第2項第6号）。
 - (2) 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する（法第585条第1項）。
 - (3) 市町村は、老人福祉法に規定する老人福祉施設、介護保険法に規定する介護老人福祉施設の用に供する土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない（法第586条第2項第4号の5、同項第5号の2）。
 - (4) 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする（法第593条第1項）。
 - (5) 特別土地保有税の税率は、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする（法第594条）。
 - (6) 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域内において、その者が7月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第2項の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域において、5,000平方メートルに満たない場合には、特別土地保有税を課することができない（法第595条）。
 - (7) 特別土地保有税の税額は、課税標準額に税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、土地の取得に対して道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格に100分の4を乗じて得た額の合計額を控除した額とする（法第596条）。
 - (8) 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない（法第598条）、特別土地保有税の納税義務者は、7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について、その年の8月31日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の

総務省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない（法第599条）。

- (9) 市町村は、土地の所有者等が、その所有する土地を老人福祉施設の用に供する土地として使用し、又は使用させようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から2年を経過する日までの期間（以下「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させ、かつ、これらの使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとし（法第601条第1項）、この認定をした場合、納税義務の免除に係る期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする（同条第3項本文）。
- (10) 市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合には、土地の所有者等からの申請に基づき市町村長が定める相当の期間を限って、納税義務の免除に係る期間を延長することができ（法第601条第2項）、その場合には、当該延長された期間を限って、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする（同条第4項）。

3 関係法令の定め②（平成17年税制改正により追加されたもの）

地方税法の一部を改正する法律（平成18年法律第10号）の規定による改正後の法において、市町村長は、平成17年4月1日以後において納税義務の免除に係る期間を延長する場合においては、同日以後において延長する期間の合計が10年を超えない範囲内で当該期間の末日を定めなければならないこととされた（法附則第31条の3の5）。

4 審査請求に至る経緯及び基礎事実

- (1) 本件特別土地保有税の課税対象となった土地は、別紙物件目録1から6までに記載のとおりである。
- (2) 審査請求人代表者は、別紙物件目録1から9までに記載の土地について、平成13年12月13日付けで、売買代金を1億1000万円とする不動産売買契約を当時の所有者と締結した。
- (3) 土地に係る登記等
- ア 平成14年1月30日、本件土地につき、原因を同日付け売買、共有者を審査請求人代表者並びに審査請求人代表者の親族が経営する法人A及びB（以下「関連会社2社」という。）、持分を各3分の1とする所有権移転の登記がされた。

なお、法人のうちAについては、平成24年5月30日に、平成21年1月9日付けで商号をA'に変更に関する登記がされている。

イ 平成24年7月19日、本件土地につき、原因を同年6月20日付け売買、所有者を審査請求人とする所有権移転登記がされた。

(4) 特別土地保有税に係る申告等

ア 処分庁は、本件土地に関し、以下の申告書（特別土地保有税（保有分）申告書継続紙を含む。）を平成15年3月31日付けで受け付けた。

納税義務者 審査請求人

取得年月日 平成14年1月30日

取得価額 1億1000万円

算出税額 3,182,800円

添付書類 公図及び平成13年12月13日付不動産売買契約証

イ 非課税土地認定及び徴収猶予申請

(ア) 処分庁は、本件土地に関し、審査請求人を申請者とする非課税土地認定申請書を平成15年3月31日付けで受け付けた。

申請に係る添付書類において、事業区域の名称として「XXXXXXXXXX」、予定建築物等の用途として「XXXXXXXXXX」と記載されていた。

(イ) 上記(ア)の申請に対し、処分庁は、平成15年5月1日付けで審査請求人に対して特別土地保有税に係る非課税土地認定・徴収猶予を通知し、平成14年6月1日から平成16年5月31日までの間、徴収を猶予することとした。

ウ 納税義務の免除に係る期間の延長申請①

(ア) 処分庁は、本件土地に関し、審査請求人を申請者とし、申請日を平成19年3月22日とする納税義務の免除に係る期間の延長申請書を同年2月23日付けで受け付けた。

(イ) 上記(ア)の申請に対し、処分庁は、平成19年4月27日付けで審査請求人に対して特別土地保有税に係る非課税土地認定・徴収猶予を通知し、平成18年6月1日から平成20年5月31日までの間、徴収を猶予することとした。

エ 納税義務の免除に係る期間の延長申請②

(ア) 処分庁は、本件土地に関し、審査請求人を申請者とし、申請日の記載のない納税義務の免除に係る期間の延長申請書を平成23年6月29日付けで受け付けた。

(イ) 上記(ア)の申請に対し、処分庁は、平成23年7月12日付けで審査請求人に対して特別土地保有税に係る非課税土地認定・徴収猶予を通知し、平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間、徴収を猶予することとした。

オ 納税義務の免除に係る期間の延長申請③

(ア) 処分庁は、本件土地に関し、審査請求人を申請者とし、申請日の記載のない納税義務の免除に係る期間の延長申請書を受け付けた。

(イ) 上記(ア)の申請に対し、処分庁は、平成24年8月1日付けで審査請求人に対して特別土地保有税に係る非課税土地認定・徴収猶予を通知し、平成24年6月1日から平成26年5月31日までの間、徴収を猶予することとした。

カ 納税義務の免除に係る期間の延長申請④

(ア) 処分庁は、本件土地に関し、審査請求人を申請者とし、申請日の記載のない納税義務の免除に係る期間の延長申請書を平成26年6月30日付けで受け付けた。

(イ) 上記(ア)の申請に対し、処分庁は、平成26年7月7日付けで審査請求人に対して特別土地保有税に係る非課税土地認定・徴収猶予を通知し、平成26年6月1日から平成28年5月31日までの間、徴収を猶予することとした。

(5) 徴収猶予の取消し

処分庁は、納税義務の免除に係る期間の延長可能な期間である10年を経過したため、平成28年6月17日、審査請求人に対する本件特別土地保有税に係る徴収猶予を取り消し、その旨を審査請求人に通知した。

(6) 審査請求

審査請求人は、上記(5)の通知を平成28年6月19日に知り、その内容に対して不服があるとして、審査請求書を提出し、審査庁は平成28年9月16日付けで受け付けた。

(7) その他① 本件土地に係る開発構想

ア 審査請求人は、開発事業者を審査請求人、開発事業区域の位置を別紙物件目録記載の土地1、6他、開発構想の名称を「XXXXXXXXXX」、用途をXXXXXXXXXXとする開発構想届を平成18年XXXXXX付けで市開発指導課に提出し、同課は同日付けで受け付けた。

イ 審査請求人は、開発事業者を審査請求人、開発事業区域の位置を別紙物件目録記載の土地1他、開発構想の名称を「XXXXXXXXXX」、用途をXXXXXXXXXXとする開発構想届を平成19年XXXXXX付けで市開発指導課に提出し、同課は同日付けで受け付けた。

ウ 上記ア及びイについて、審査請求人は、平成19年XXXXXX付けで特定開発事業を廃止した旨の届出書を平成19年XXXXXX付けで市開発指導課に提出し、同課は同日付けで受け付けた。

エ 審査請求人は、開発事業者を審査請求人、開発事業区域の位置を別紙物件目

録記載の土地 1 等を含む土地、開発構想の名称を「[REDACTED]」、用途を[REDACTED]とする開発構想届を平成 19 年[REDACTED]付けで市開発指導課に提出し、同課は同日付けで受け付けた。

(8) その他② 決算報告書における記載

ア 法人 A' の第 26 期決算報告書によると、法人 A' の保有する固定資産として、別紙物件目録 6 記載の土地（期末現在高 3 6, 6 7 0, 8 8 3 円）が記載されている。

イ 法人 B の第 11 期決算報告書によると、法人 B の保有する固定資産として、別紙物件目録 6 記載の土地他（期末現在高 3 6, 6 7 0, 8 8 3 円）が記載されている。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審理員による審理手続における審査請求人の主張

(1) 本件土地については、平成 14 年に審査請求人代表者及び関連会社 2 社の 3 者が前所有者からそれぞれ持分を各 3 分の 1 として取得しており、平成 24 年 6 月まで保有を継続している。

したがって、審査請求人には本件特別土地保有税の課税客体に対する所有及び取得の事実がなく、納税義務者に該当しない。

(2) 平成 15 年 3 月 31 日付けの特別土地保有税の申告書については、審査請求人を申告名義人として記載し、受理されているが、添付書類として提出した不動産売買契約証及び公表情報である不動産登記情報からは審査請求人が所有者及び取得者でなかったことは明白であり、錯誤による申告について相当の審査が行われずに今日に至っているのが実態である。

(3) また、特別土地保有税の申告書については、処分庁から呼出を受け、納税義務者欄並びに対象の土地の所在、地番、地目、面積及び取得年月日欄について審査請求人代表者の子が記載するとともに、添付書類を提出したことは認めるが、取得価額等についてはその内容をそもそも理解しておらず、それぞれの欄を記載した事実はない。

(4) 処分庁から送付された通知書に記載された税額は、平成 13 年 12 月 13 日付けの不動産売買契約証に記載された売買代金の総額である 1 億 1 0 0 0 万円を課税標準として計算が行われたものであるが、この金額は当該 6 筆の山林と既に非課税確認を受けた宅地等 3 筆を含んだものであり、土地取得の主目的であり経済的価値の大部分を占める非課税確定宅地等 3 筆の取得価額をないものとして行われた宝塚市の税額計算には重大な誤りがある。

(5) 本件土地は、平成 24 年 6 月に審査請求人に所有権を移転することが叶い、運

営する[]の入居者に四季折々の情景を提供し、実質的に福祉施設と一体をなすものとして機能している。

特別土地保有税がバブル期の土地高騰を抑制するために、キャピタルゲインを目的に土地を取得し、利用することなく保有する者に対して負担を求めた税であることに鑑みれば、本件土地に対する課税は立法の趣旨に反する。

2 審査会における審査請求人の追加主張

上記1のほか、審査会における審査請求人の追加の主張は、以下のとおりである。

- (1) 審理員意見書は、宝塚市の一職員として非中立的な者が作成者となっており、客観性に欠如している。
- (2) 市町村は老人福祉施設等に対して特別土地保有税を課することができない、と規定されている。審査請求人は[]法に規定された[]であり、課税対象ではない法人であることが明白である。
- (3) 5,000㎡に満たない場合には、特別土地保有税を課することができないと規定されており、別紙物件目録1から9までに記載の土地で、面積が5,000㎡以上である土地は別紙物件目録5記載の土地のみである。

別紙物件目録1から9までを合算して算出された課税対象面積の計算は誤謬があると言わざるを得ない。
- (4) 課税対象面積が別紙物件目録1から9までを合算して算出された面積となる場合であっても、2法人1個人が各持分3分の1を共有している点は売買契約書等から明白であり、1法人、1個人当たりの所有面積は各4,763.04㎡である。

法が規定する5,000㎡を下回っており、特別土地保有税の申告さえ不要である。
- (5) 審査請求人が「[]」や「[]」を計画していたのは確かであるが、これらは当時[]により、事業を断念せざるを得なかったものである。
- (6) 特別土地保有税は平成15年度をもって課税停止となっており、審査請求人が特別土地保有税の納税者として認定されるのは違法であると言わざるを得ない。
- (7) 既に非課税確認を受けた別紙物件目録7から9までの土地3筆の代金を含んだ売買代金1億1000万円を引用して税額計算がされており、不当である。

同3筆の土地は3億2000万円の造成費用をかけて造成した道路であり、この道路が少なくとも造成費用を上回る経済価値を有しているのは明白である。

また、造成済みの土地に対して特別土地保有税を課税するのは違法である。
- (8) 本件特別土地保有税の課税については、課税そのものが無効である点は上記のとおりであるが、延滞金の計算において、納税義務が免除された期間についても延滞金が発生しており、違法金利であると言わざるを得ない。納税義務の猶予で

はなく、免除である点を鑑みると、延滞金の計算期間は平成28年6月1日又は納税について通知を受けた平成28年6月19日からなされるべきである。

3 処分庁の主張

- (1) 特別土地保有税の納税義務者は、土地の所有者又は土地の取得者であるところ、土地の所有者とは、登記の有無にかかわらず、現に土地の所有権を有する者又は取得した者をいう。

本件において、審査請求人は、自ら本件土地の所有者として当初の納税申告を行っており、その上、本件土地の利用目的は、審査請求人が管理運営する予定の[]建設のためであるとして申告を行ったものであるから、実質的な所有者は審査請求人であると判断したものである。

事実、平成24年7月には本件土地の全てが審査請求人に所有権移転されている。

- (2) 審査請求人は、本件土地が非課税用途に供される予定のものとして、本件処分に至るまでの10年以上に及ぶ期間において複数回、申告税額の徴収猶予申請を行っているが、この間、一度たりとも自身が本件特別土地保有税の納税義務者に該当しない旨、申し出たことがない。

にもかかわらず、相当な長期にわたって、本件特別土地保有税の徴収猶予という法的利益を受けてきた審査請求人が、本件処分により徴収猶予が取り消され、当初申告税額及びこれに係る延滞金の徴収を決定するに至って初めて、納税義務者に該当しない旨主張することは認められるべきではない。

- (3) 申告した税額が過大である場合、法定納期限後1年以内に限り更正の請求が可能であるが、現に請求は行われていない。

- (4) 本件土地は、当初の徴収猶予申請時に審査請求人から示された計画では、新たな[]を建設する予定とされており、これを処分庁が非課税用途として認定し、徴収猶予を繰り返し行ってきた経緯があることから、現在においても計画された[]が建設されずに山林のまま残っている状況では、これを非課税用途に供されたものとして納税義務を免除することは失当である。

第4 理由

1 判断

- (1) 主位的請求について

そもそも、審査請求その他の行政不服申立ては、行政処分を対象にするものである。ところが、特別土地保有税については、賦課決定（普通徴収の方法によって徴収する地方税の税額を確定する処分をいう。）の方式が採られている固定資産税とは異なり、申告納付方式が採られており、課税処分は存在しない。

また、特別土地保有税の申告納付に係る申告書を提出した者は、当該申告書に

記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であるときは、当該申告書に係る地方税の法定納期限から1年以内に限り、総務省令の定めるところにより、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができ（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）による改正前の法第20条の9の3第1項）、更正の請求を行い、更正の処分が行われると、行政不服申立てと訴訟による救済の可能性が開けるが、本件については、審査請求人は、法定申告期限である平成14年8月31日を徒過した平成15年3月31日に申告書を提出して以降、更正の請求を行っていない。

課税処分は存在せず、更正の処分も行われていない本件では、審査請求人が求める「取消しの請求」はできない（行政不服申立ての制度においては、行政処分の取消し以外にも、行政処分の義務付けによる救済の可能性はあるが、本件では、取消し請求を論ずれば足りる。）。

（2） 予備的請求について

徴収猶予取消処分の取消しの請求の趣旨は、処分庁の主張どおりに特別土地保有税の納税義務が存続するとした場合、徴収猶予も存続すべきであるということであろう。

しかし、猶予の終期は、以下のように、一義的に決まっている。すなわち、猶予の終期については、平成17年の税制改正において、平成17年4月1日以後において納税義務の免除に係る期間を延長する場合には、同日以後において延長する期間の合計が10年を超えない範囲内で当該期間の末日を定めなければならない、とされた（法附則第31条の3の5）。そして、本件では、この規定が適用されることとなる最初の延長は、平成18年6月1日から平成20年5月31日までであるので、10年を超えない範囲内で定めた期間の末日は、平成28年5月31日となる。

このように、徴収の猶予の終期は一義的に決まるので、猶予自体が適法なものであることを前提とすると、その旨を通知する取消処分は、違法ではない。

なお、取消処分は、処分と呼ばれているが、単なる終期の通知であるから、行政処分ではなく、不服申立ての対象にならないと考える余地もあるものであるが、本答申では、行政処分と見た上で、違法性はないと判断した。

2 審査会の見解

本件審査請求に対する判断としては、上記1に尽きることとなるが、審査請求人から本件特別土地保有税の課税に関する疑義が示されているため、本審査会の見解を示すこととする。

(1) 救済方法の在り方

更正の請求によらない救済の可能性につき、最高裁判所は、申告納税方式を採用している所得税が問題となった事件で、「申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、法の定めた方法〔更正の請求及び不服申立て・取消訴訟〕以外にその是正を許さないならば納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、法定の方法によらないで記載内容の錯誤を主張することは、許されないものと解される」と述べている（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・最高裁判所民事判例集18巻8号1762頁）。

この例外的場合に認められる「法定の方法によらない」救済とは、訴訟を想定したものである。確かに、訴訟であれば、行政処分が存在しなくても、救済が認められる余地がある。

本審査会が取り扱う行政不服申立ては、上記1のように、行政処分を対象にし、その取消しによって救済を実現するものであるから、行政不服申立てによってはこの例外的場合における救済を図ることはできない。

(2) 納税義務者について

法第343条第1項は、「固定資産税は、固定資産の所有者（……）に課する。」と定め、同条第2項は、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（……）として登記又は登録されている者をいう。」と定めている。この原則は、台帳課税主義と呼ばれている。

これに対し、特別土地保有税については、法第585条第1項は「特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。」と定めているが、所有者・取得者については、固定資産税の場合のような規定を置いていない。

特別土地保有税については、台帳課税主義が採られていない以上、名義人を納税義務者とすべきであるということにはならない。

本件では、納税義務者に当たる可能性があったのは、①審査請求人、②審査請求人代表者（及び関連会社2社）、のいずれかである。

しかし、納税義務者がいずれであるかを判断するのは容易ではない。

また、4回にわたる納税義務の免除の延長の申請も、審査請求人名義で行われている。当初の申告が錯誤であるというのであれば、その後の審査請求人名義による猶予の延長の申請も錯誤であるということになりそうであるが、これは考えにくい。

市の担当者が、法人を納税義務者として申告を受け付けるに当たって本件土地の管理の実態をも考慮したのかどうか、担当者と審査請求人代表者の子との間にどのようなやり取りがあったのかは気になるところであるが、当初申告からでも十数年も経っており、これらの点については記録も残っておらず、担当者も異動しているので、もはやこの点の判断は、不可能とまでは言えないとしても、極めて困難である。

なお、審査請求人代表者としては、申告の段階で、いずれの名義で申告をすべきか、検討を行い、判断をすることが可能であった。また、判断に迷えば市の担当課に相談することもできるはずである。

(3) 税額について

税額の計算については、審査請求人は、1億1000万円の売買代金の中に、非課税宅地3筆の2分の1の売買金額が含まれていると主張している。

この点、根本的な問題として、特別土地保有税については申告納税方式がとられているところ、審査請求人自身が、売買代金1億1000万円を本件土地に振り分けて申告しているのであるから、かかる振り分け金額を前提に税額が算定されるのは当然であり、審査請求人の主張は失当というほかない。

なお、補足的に述べると、別紙物件目録7から9までの土地も含めた別紙物件目録1から9までの土地について、各土地の面積に従って売買代金1億1000万円を振り分けた場合、別紙物件目録1から6までの土地に関する税額については、現在の申告額よりも幾分少なくなる。しかし、申告した税額が過大である場合、法定納期限後1年以内に限り更正の請求が可能であるところ、もはや更正の請求の期間は経過してしまっており（また行政処分が存在しないので）、不服申立てにより救済を求めることができない。このことについては、上記1(1)で述べたことが当てはまる。

(4) まとめ

審査請求人の主張の1つは審査請求人代表者（及び関連会社2社）に課税すべきところ、申告を行っている審査請求人に対して課税したものであるから、申告が錯誤であり、納税義務が存在しないというのであれば、猶予の申請を繰り返すのではなく、早期に、更正の申請を行うべきであった。申告から十数年経ち、猶予の終期が到来するに至って、申告が錯誤であり、納税義務が存在しないと主張するのは、認められるものではない。

第5 判断

以上のとおりであるから、主位的請求については却下し、予備的請求については棄却する審査庁の判断は、妥当である。

第6 付記事項

本審査請求に対する判断は上記のとおりであるが、処分庁の事務処理は以下の点で疑義がある旨審理員意見書において審理員から意見があり、本審査会としても疑義がある点は首肯し得るものと考えため、念のため付言する。

1 期限を徒過した申告の処理について

本件特別土地保有税の納税申告は、本来であれば平成14年8月31日までに行われるべきであったところ、実際には平成15年3月31日に行われている。

本審理手続の中では、期限後申告をするべき具体的な事情は見受けられなかったため、単に法定申告期限から申告が遅れたものと思料される。

その場合、本来であれば、不申告加算金が徴収されるべきものである（法第609条）ところ、その徴収に係る手続が取られた形跡が見当らず、更正又は決定の期間を経過しているため、本件については改めて不申告加算金を課することはできないものと思料される。

期限内に納税申告を行った者との公平性に疑義が生じる運用であるため、申告納税に係る事務の運用を再度検討されたい。

2 書面の記載について

本件審査請求に関連する書面において、①申請書類に申請日の記載が漏れているもの、②申請書類に受付印が押印されていないもの、③書類間の日付の記載に不備や齟齬があるもの、などが散見された。

行政関係文書は、納税者など相手方である市民、事業者等に対する権利義務に重大な影響を及ぼすものであるため、その記載内容の正確性については、再度検討されたい。

3 教示文言について

本件特別土地保有税に係る徴収猶予取消通知書については、末尾に記載されている審査請求に関する教示文言に、審査請求可能期間の記載誤り、訴訟との関係に関する記載がないなどの不備が見受けられた。

平成28年4月1日から新たな行政不服審査法が施行されており、制度の改正については庁内に周知されているものと思料するが、正確な記載となるよう、再度庁内において周知されたい。

第7 調査審議の経過

1 宝塚市行政不服会委員名簿

氏 名	役 職 等
芝池 義一 (会長)	京都大学名誉教授 (行政法)
岡本 英子 (会長代理)	弁護士 (大阪弁護士会)
上入佐 輝史 (常任委員)	弁護士 (兵庫県弁護士会)
南 園子 (臨時委員)	税理士 (近畿税理士会)

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成31年4月18日 (2019年)	諮問 事務局による説明 審査
2	令和元年5月13日 (2019年)	審査
3	令和元年6月10日 (2019年)	審査
4	令和元年7月16日 (2019年)	審査請求人による意見陳述 審査
5	令和元年8月5日 (2019年)	審査
6	令和元年9月13日 (2019年)	審査
7	令和元年10月10日 (2019年)	処分庁による意見陳述 答申

(別紙) 物 件 目 録 省 略